

社会福祉法人慈光福祉会 報酬（旅費）規程

（目的）

第 1 条 この規程は社会福祉法人慈光福祉会の理事、監事、評議員及び評議員選任解任委員（以下「理事等」という。）に対して支給する報酬及び旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬）

第 2 条 理事等の出席報酬は次の通りとする。

- (1) 理事会 1日につき 2,000 円
- (2) 監査 1日につき 3,000 円
- (3) 研修会等その他 3,000 円（日当）
- (4) 但し監事の理事会への出席報酬は理事と同額の 2,000 円とする。

（旅費）

第 3 条 理事等が前項各号へ出席する場合、旅費を支給する。

2 旅費の種類は次の通りとする。

- (1) 交通費
車賃（自家用車での移動）、バス、鉄道、船舶および航空機等にかかる費用を支給する。
- (2) 宿泊料金
宿泊をとまなう場合は宿泊料金を支給する。
- (3) 食卓料
船舶及び航空旅行中の夜数に応じ 1 夜当たりの定額により支給する。

3 旅費の額は次の通りとする。

| 交通費 | 宿 泊 料 金 | 食卓料 |
|--|--|---------|
| ・車賃 1 キロメートル当たり 37 円。 ・バス・鉄道・船舶・航空費 実費。 | 研修会等参加の場合、その 取り決められた金額とし、 その他の場合は、当会が認 める金額とする。 | 2,600 円 |

（準用）

第 4 条 この規程に定めのない事項については、園に定める旅費支給基準を準用することとし、車賃等は園長と同等の取り扱いとする。

附則

この規程は平成元年 11 月 1 日から適用する。

- ・平成 6 年 3 月 25 日一部改正
- ・平成 13 年 10 月 26 日一部改正
- ・平成 18 年 10 月 2 日一部改正
- ・平成 29 年 4 月 1 日一部改正

旅 費 支 給 基 準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、旅行命令に伴い支給する旅費の基準を定めるものである。

(支給対象経費)

第 2 条 前条の基準は、次のとおりとする。

(1) 交通費

車賃（自家用車での移動）、バス、鉄道、船舶および航空機等にかかる費用を支給する。

(2) 日当

旅行に伴う雑費として、日当を支給する。

(3) 宿泊料金

宿泊を命じられたときは、宿泊料金を支給する。

(支給基準金額)

第 3 条 前条の基準金額は、次表のとおりとする。

| 区 分 | 交通費 | 日 当 | | 宿 泊 料 金 | 食卓料 |
|------------|--|--------------|-------------|---|---------|
| | | ・指宿市 ・颯娃町 | 左記以外 の地域 | | |
| 園 長 | 車賃 1キロメートル 当たり37円。 バス・鉄道・船 舶・航空費は 実費。 | 1,300 円 | 2,600 円 | 研究会等参 加の場合、決 められた金額 とし、その他 の場合は、園 長が認める 額とする。 | 2,600 円 |
| その他 の職員 | | 1,100 円 | 2,200 円 | | 2,200 円 |

2 前条の規定にかかわらず、日当については、旅行が半日以内のときは次のとおりとする。

| 区分 | 半日の場合 | | 半日を要さない場合 | |
|--------|--------------|-------------|--------------|-------------|
| | ・指宿市 ・颯娃町 | 左記以外 の地域 | ・指宿市 ・颯娃町 | 左記以外 の地域 |
| 園長 | 650 円 | 1,300 円 | 350 円 | 650 円 |
| その他の職員 | 550 円 | 1,100 円 | 300 円 | 550 円 |